

生物多様性たからづか戦略策定委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、宝塚市環境審議会規則（平成 9 年規則第 2 号）第 6 条の規定に基づき、生物多様性たからづか戦略の策定のため、調査及び研究を行い、専門的見地等から広く意見を述べ、その骨子を作成するための組織の設置を定めるものである。

（設置）

第 2 条 前条の目的を達成するため、宝塚市環境審議会（以下「審議会」という。）内に、生物多様性たからづか戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生物多様性たからづか戦略の策定に必要な事項に関すること。
- (2) 前号のほか、第 1 条の趣旨を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 4 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、宝塚市環境基本条例第 24 条第 4 項の委員のうちから、審議会会長が指名する。

3 委員会の委員の任期は、令和 7 年 10 月 31 日までとする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員のうちから、審議会会長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

（報酬）

第 6 条 委員会の委員報酬については、次のとおりとする。

- (1) 会長 日額 11,300 円
- (2) 委員（知識経験を有する者の中から選任された委員） 日額 10,500 円
- (3) 前号を除く委員 日額 8,500 円

（議事）

第 7 条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（会議の公開）

第 8 条 会議の公開の取扱いについては、宝塚市環境審議会の公開について（平成 12 年 3 月 27 日施行）第 2 条を準用する。

（庶務）

第 9 条 委員会の事務は、環境政策課が行う。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 5 年 12 月 8 日から施行する。

（規程の廃止）

第 2 条 この規程は、令和 7 年 10 月 31 日をもって廃止する。